

県民の参画と協働の推進に関する条例（平成14年兵庫県条例第57号）

目次

前文

第1章 総則（第1条—第5条）

第2章 参画と協働による地域社会の共同利益の実現（第6条・第7条）

第3章 参画と協働による県行政の推進（第8条—第10条）

第4章 雜則（第11条・第12条）

附則

21世紀の本格的な成熟社会を迎えた今日、人々の価値観が量的拡大より質的充実を求める方向へと変化するとともに、中央集権・一極集中による画一性と効率性を優先する社会システムから、地方分権・多極分散による多様性と個性を優先する生活者の視点に立った新しい社会システムへの転換が求められている。

兵庫県では、これまで、自主的な生活意識の確立と生活の合理化を目指す「生活の科学化」や、生きがいなどの人間の内面に配慮する「生活の文化化」を推進するほか、県民が主体的に行動し、自ら社会を創り上げていく「生活創造」を推進し、様々な形での県民運動の展開を支援するなど、県民生活を基本とする県行政を展開してきた。

阪神・淡路大震災においても、被災者相互の助け合いの精神や、県民一人ひとり、自治会、婦人会等の地縁団体、ボランティア等による草の根の活動が、被災者への支援と被災地の復興を支える大きな力となったことに、自発的かつ自律的な意思に基づく県民による主体的な取組の大切さを改めて確認した。

また、新しい世紀における兵庫づくりを目指す「21世紀兵庫長期ビジョン」に県民自らが地域の将来像を描き、自らの責任でその実現を図ろうとする県民主役・地域主導による先導的な取組が進められつつある。

これらの貴重な経験とその積み重ねを踏まえつつ、自然と調和し、共に生きることを基本に、人類の安全と共生にも寄与する志高い地域づくりを進めるためには、県民一人ひとりが、自ら考え、判断し、責任を持って行動する取組が大切である。

あわせて、県民の多様なニーズに的確に対応しつつ、より一層県民生活を重視した県行政を推進していくためには、県民の参画と協働の多様な機会の確保を図り、県民とのパートナーシップに基づく県行政を推進していく必要がある。

このような認識に基づき、共に県民を代表し、地方自治を支える双輪である議会と知事の緊密な連携の下、施策の決定と確実な推進が図られることを基本に、参画と協働の理念を明らかにし、県民の参画と協働の推進に関する基本的事項を定め、もって県民の総意により、多様な地域に多彩な文化と暮らしを築く美しい兵庫を実現することを目的として、この条例を制定する。

第1章 総則

(参画と協働の意義)

第1条 多様な地域に多彩な文化と暮らしを築く豊かな地域社会は、自律と共生を基調とした、県民一人ひとり、地縁団体、ボランティア団体その他民間の団体及び事業者（以下「県民」という。）の参画と協働による地域社会の共同利益の実現及び県民の参画と協働による県行政の推進により、実現されなければならない。

(参画と協働による地域社会の共同利益の実現)

第2条 地域社会の共同利益の実現のための活動(以下「地域づくり活動」という。)は、県民の自発的かつ自律的な意思に基づく参画及び県民の相互の協働により、行われなければならない。

(参画と協働による県行政の推進)

第3条 県行政は、県民の積極的な参画及び県と県民との協働により、推進されなければならない。

(県民の役割)

第4条 県民は、前3条に定める参画と協働の基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、地域社会の一員としての自覚と責任を持って、地域づくり活動に対する理解を深めるとともに、自らが県行政を推進するという自覚と責任を持って、県行政への積極的な参画と県行政の推進に係る県との協働に努めるものとする。

(県の責務)

第5条 県は、基本理念にのっとり、県民の参画と協働の推進に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及びこれを実施するものとする。

- 2 県は、前項の施策を策定し、及びこれを実施する場合においては、地域づくり活動が、県民の自発的かつ自律的な意思に基づくものであるべきことに配慮するものとする。
- 3 県は、第1項の施策を策定し、及びこれを実施する場合においては、市町との役割分担に配慮するとともに、地域づくり活動に関する市町の施策を尊重するものとする。

第2章 参画と協働による地域社会の共同利益の実現

(地域づくり活動に対する支援)

第6条 県は、基本理念にのっとり、地域づくり活動に対して必要な支援を行うため、次に掲げる施策を講ずるものとする。

- (1) 地域づくり活動に必要な情報を提供し、及び地域づくり活動に関する相談に応ずる仕組みを整備すること。
 - (2) 地域づくり活動に必要な知識及び技能の習得の機会を提供すること。
 - (3) 地域づくり活動及び県民の交流の拠点を確保すること。
 - (4) 地域づくり活動を支える人材の確保及び資金の調達並びに地域づくり活動を行う県民相互の連携に対して支援すること。
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、地域づくり活動を支援するために必要な措置を行うこと。
- 2 知事は、前項に規定する施策を総合的に講ずるための基本指針(以下「地域づくり活動支援指針」という。)を定めるものとする。
 - 3 知事は、地域づくり活動支援指針に県民の意見が反映されるよう必要な措置を講ずるものとする。
 - 4 知事は、地域づくり活動支援指針を定めようとするときは、あらかじめ、附属機関設置条例(昭和36年兵庫県条例第20号)第1条第1項に規定する県民生活審議会の意見を聴くものとする。
 - 5 知事は、地域づくり活動支援指針を定めたときは、これを公表するものとする。
 - 6 前2項の規定は、地域づくり活動支援指針の変更について準用する。

(登録)

第7条 地域づくり活動を行う県民は、自らが行う地域づくり活動に関する情報を相互に提供し、及び活用するとともに、相互の連携及び交流を深め、もって地域づくり活動の活性化に資することができるよう、地域づくり活動の内容その他当該地域づくり活動に関する事項の登録をすることができる。

2 県は、前項の登録をした地域づくり活動に対して、情報提供その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

3 第1項の登録に関して必要な事項は、知事が別に定める。

第3章 参画と協働による県行政の推進

(県行政における参画と協働の推進)

第8条 県は、基本理念にのっとり、県民の参画と協働による県行政を推進するため、次に掲げる施策を講ずるものとする。

(1) 県行政の透明性を高め、県民に対する説明責任を果たすための情報公開を推進すること。

(2) 県の政策の形成に県民が参画する機会を確保すること。

(3) 県が実施する事業と県民の地域づくり活動とを共同で実施する機会を確保すること。

(4) 県の政策の評価及びその効果の検証に県民が参画する機会を確保すること。

(5) 前各号に掲げるもののほか、県行政における県民の参画と協働の機会を確保すること。

2 知事は、前項に規定する施策を総合的に講ずるための計画（以下「県行政参画・協働推進計画」という。）を定めるものとする。

3 第6条第3項から第6項までの規定は、県行政参画・協働推進計画について準用する。

(委員の公募)

第9条 知事その他の執行機関（以下「知事等」という。）は、県の政策の形成に県民が参画する機会を確保するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項に規定する附属機関その他委員会等で、県の政策の形成に関して調査審議するために設けられるものの委員（以下「委員」という。）を選任しようとする場合において、これらの審議が県民生活に密接に関連し、県民の意見を反映させることが適当であると認めるときは、広く県民に対して公募を行うものとする。

2 公募により委嘱された委員は、基本理念にのっとり、誠実に職務を遂行するものとし、自らの学識、経験等に基づき、自己の責任において意見を述べるものとする。

3 委員の公募に関して必要な事項は、知事等が別に定める。

(推進員等)

第10条 知事等は、特定分野の行政課題の解決を図り、県行政を効果的に推進するための職（以下「推進員等」という。）を県民に委嘱することが、県民の参画と協働による県行政の推進に資することにかんがみ、推進員等を委嘱された者の職務が円滑に遂行されるよう必要な措置を講ずるものとする。

2 推進員等を委嘱された者は、基本理念にのっとり、誠実に職務を遂行するものとする。

第4章 雜則

(年次報告)

第11条 知事は、毎年、県民の参画と協働の推進に関する施策の実施状況を明らかにする年次報告を作成するものとする。

- 2 第6条第4項及び第5項の規定は、前項の年次報告について準用する。
(補則)

第12条 この条例の施行に関して必要な事項は、知事等が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。
(検証)
- 2 県民の参画と協働の推進に関する施策については、この条例の施行の日から起算して3年以内にその効果の検証を行い、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

この条例は、「県民の参画と協働の推進に関する条例の施行期日を定める規則（平成15年兵庫県規則第6号）」により、平成15年4月1日から施行しています。

参画と協働の推進方策の策定

(※下線部は前方策からの主な追加・変更箇所)

参考資料2－1

1 趣旨

- 参画・協働条例に基づく「地域づくり活動支援指針」及び「県行政参画・協働推進計画」として一体的に策定
- 現推進方策の運用期間(期間:平成28年度～令和2年度)が満了するため、参画と協働の取組状況や県民生活審議会の提言等を踏まえ見直し
- 新たな推進方策は令和3年度～令和7年度を運用期間として策定

2 社会背景と地域社会の課題

- (1) 進行する人口減少
将来推計(2015年→2030年) 県内人口: 553万人→527万人
- (2) 小規模集落の増加
小規模集落数の推移(2009年→2018年): 267集落→577集落
- (3) コロナ禍の影響
県民交流広場施設運営の影響: 66.7%が活動休止(緊急事態宣言中(R2.4.7～5.21))
- (4) 地域社会運営上の課題
 - ・地縁団体の組織力の低下
 - ・スタッフの固定化や高齢化、人材不足 79.9%、リーダー・後継者不足 65.2%

3 基本的考え方

- (1) 参画と協働による兵庫づくり
参画と協働により多様な地域に多彩な文化と暮らしを築く美しい兵庫の実現を推進
- (2) 推進にあたっての3つの視点
県民主役による展開、過程(プロセス)の共有、相互信頼のネットワークの形成
- (3) 多様な力が集まる住民主体の地域づくり
よりよい地域づくりに向け、担い手となる人材を確保・養成し、多様な主体と協働しながら複雑化する地域課題の解決にあたることが必要
- (4) 県行政への参画・協働の推進
情報共有、協働事業実施等の取組を推進

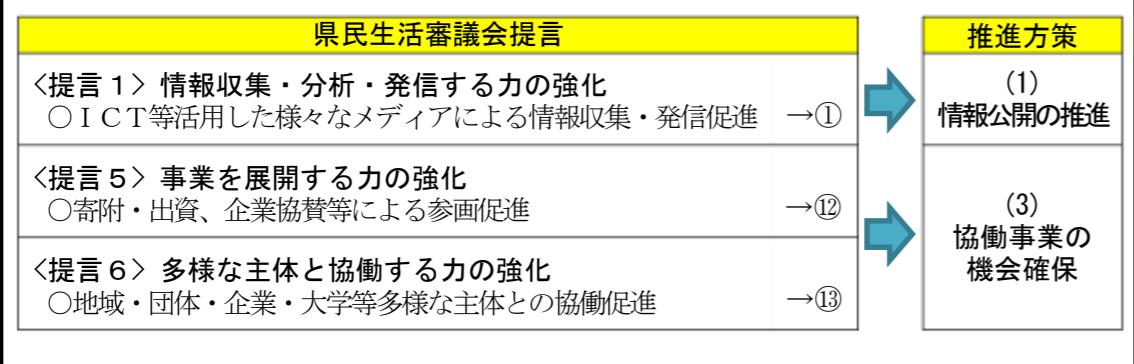
[参考] 県民生活審議会提言(R2.9) 多様な力が集まる住民主体の地域づくり

県民生活審議会提言 8項目	
〈提言1〉 情報収集・分析・発信する力の強化	推進方策 (1) 情報提供・相談体制整備
○ICT等活用した様々なメディアによる情報収集・発信促進 →①	
○アプリ等を活用した地域内の情報共有促進 →②	
〈提言2〉 参加・スキルアップのきっかけづくりの充実	 (2) 知識・技能の習得機会提供
○地域に参加するきっかけづくり →③	
○地域課題解決のための学習、スキルアップ、交流機会の充実 →④	
○実践の場の提供、経験者のサポートの充実 →⑤	
〈提言3〉 何かしたいときに気軽に立ち寄れる拠点の整備	 (3) 活動・交流拠点確保
○地域の情報と多様な主体を結び、活動につなげる拠点機能の充実 →⑥	
○オープンな場となるような拠点づくり →⑦	
〈提言4〉 若者がチャレンジできる機会や雰囲気の醸成	 (4) 人材確保
○若者の主体的な参加を促す仕組みの充実 →⑧	
○世代間の相互理解、役割の継承が行われ、若者へ役割の委譲 →⑨	
〈提言5〉 事業を展開する力の強化	 (5) 資金調達支援
○様々な手段による活動資金確保の仕組みの充実 →⑩	
○地域の活動にビジネスの視点を導入 →⑪	
○寄附・出資、企業協賛等による参画促進 →⑫	
〈提言6〉 多様な主体と協働する力の強化	 (6) 連携支援
○地域・団体・企業・大学等多様な主体との協働促進 →⑬	
○都市と多自然地域などの地域間交流の促進 →⑭	
〈提言7〉 地域を持続的に運営する力の強化	 (7) 仕組みづくり支援
○合意形成・プロセス重視の仕組みづくり →⑮	
○必要に応じた地域組織等の法人化推進 →⑯	
○新たな地域のあり方の模索 →⑰	
〈提言8〉 できる時にできる方法で関わる仕組みの充実	
○地域への参加方法や関わり方の多様化 →⑱	
○地域外からの参加を促す仕組みづくり →⑲	

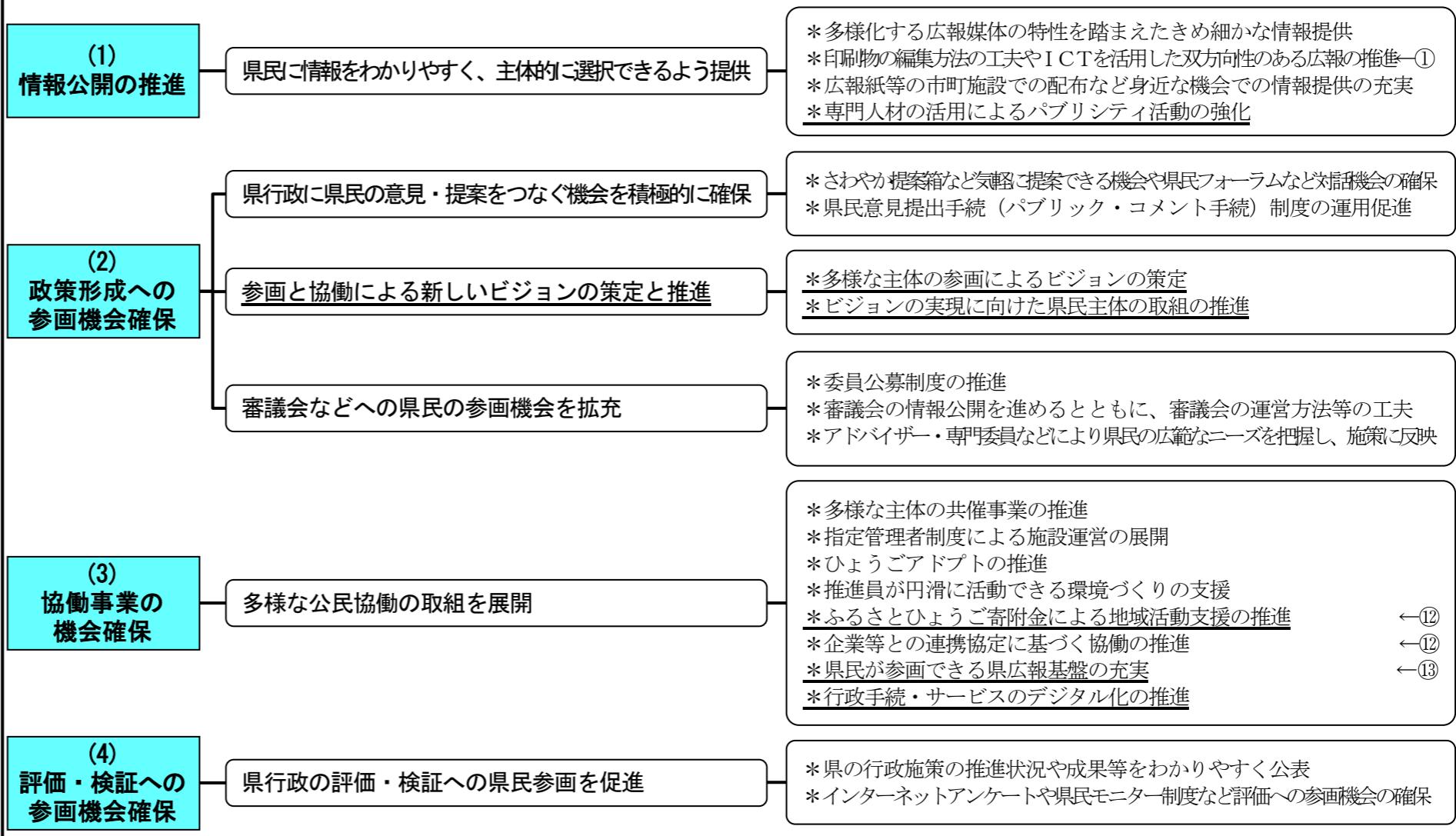
4 地域づくり活動の支援の方向(地域づくり活動支援指針)



【参考】 県民生活審議会からの提言



5 参画と協働による県行政推進の方向（県行政参画・協働推進計画）



参画と協働の推進方策

県民の参画と協働の推進に関する条例
「地域づくり活動支援指針」「県行政参画・協働推進計画」

令和 3 年 3 月

兵 庫 県

目 次

1 「参画と協働の推進方策」の趣旨

(1) 目的と性格 · · · · ·	1
(2) 運用 · · · · ·	1

2 社会背景と地域社会の課題

(1) 進行する人口減少 · · · · ·	2
(2) 小規模集落の増加 · · · · ·	2
(3) コロナ禍の影響 · · · · ·	3
(4) 地域社会運営上の課題 · · · · ·	3

3 基本的考え方

(1) 参画と協働による兵庫づくり · · · · ·	4
(2) 推進にあたっての3つの視点 · · · · ·	4
(3) 多様な力が集まる住民主体の地域づくり · · · · ·	5
(4) 県行政への参画・協働の推進 · · · · ·	5

4 地域づくり活動の支援の方向（地域づくり活動支援指針）

(1) 情報提供・相談体制整備 · · · · ·	6
(2) 知識・技能の習得機会提供 · · · · ·	7
(3) 活動・交流拠点確保 · · · · ·	9
(4) 人材確保 · · · · ·	9
(5) 資金調達支援 · · · · ·	11
(6) 連携支援 · · · · ·	12
(7) 仕組みづくり支援 · · · · ·	13

5 参画と協働による県行政推進の方向（県行政参画・協働推進計画）

(1) 情報公開の推進 · · · · ·	16
(2) 政策形成への参画機会確保 · · · · ·	17
(3) 協働事業の機会確保 · · · · ·	18
(4) 評価・検証への参画機会確保 · · · · ·	19

6 資料

20

1 「参画と協働の推進方策」の趣旨

(1) 目的と性格

「参画と協働の推進方策」は、県が参画と協働に関連する施策を展開するための基本となるものであり、「県民の参画と協働の推進に関する条例」（以下「参画・協働条例」という。）第6条第2項及び第8条第2項に基づく「地域づくり活動支援指針」及び「県行政参画・協働推進計画」（以下「指針・計画」という。）として位置づけられます。

なお、指針・計画は、相互に密接に関連することから、基本的な考え方を共有した一体の推進方策として策定します。

① 地域づくり活動支援指針

「地域づくり活動支援指針」は、県民と県民のパートナーシップによる自発的で自律的な意思による「地域づくり活動」のさらなる拡がりに向け、県としての基本的な支援の考え方と、施策の基本的な展開方向を明らかにすることを目的とし、参画と協働による地域づくりを推進するうえで、県行政の総合的な指針としての役割を担っています。

② 県行政参画・協働推進計画

「県行政参画・協働推進計画」は、県民と県行政とのパートナーシップによる「県行政への参画と協働」の推進に向け、県としての基本的な考え方と、施策の基本的な展開方向を明らかにすることを目的とし、県民の県行政への参画と協働を推進するうえで、総合的な計画としての役割を担っています。

(2) 運用

本推進方策は、令和3(2021)～令和7(2025)年度の5年間を運用期間とします。

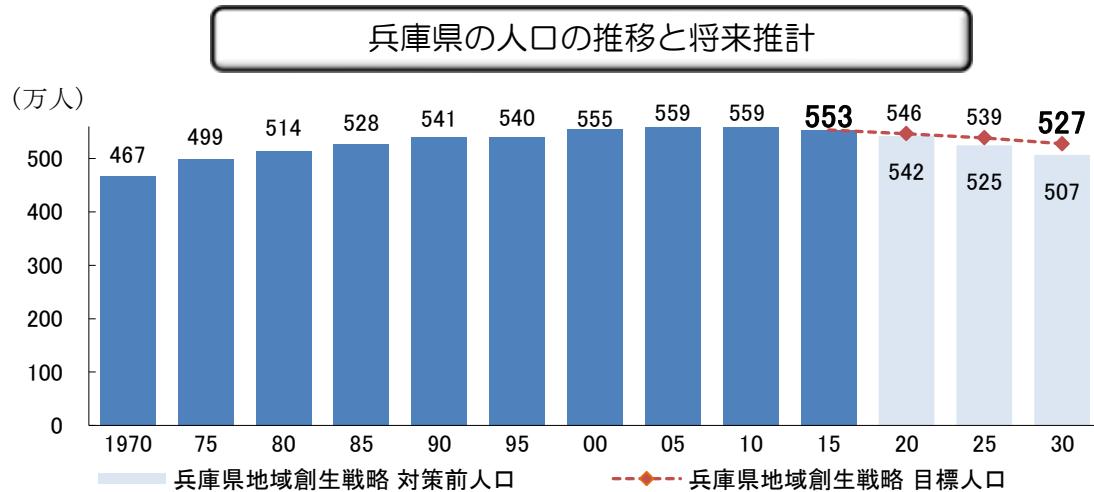
また、この推進方策に基づき、参画と協働に関する具体的な施策を体系的に明らかにするとともに、参画・協働条例第11条に基づき、年次報告を作成・公表します。

2 社会背景と地域社会の課題

(1) 進行する人口減少

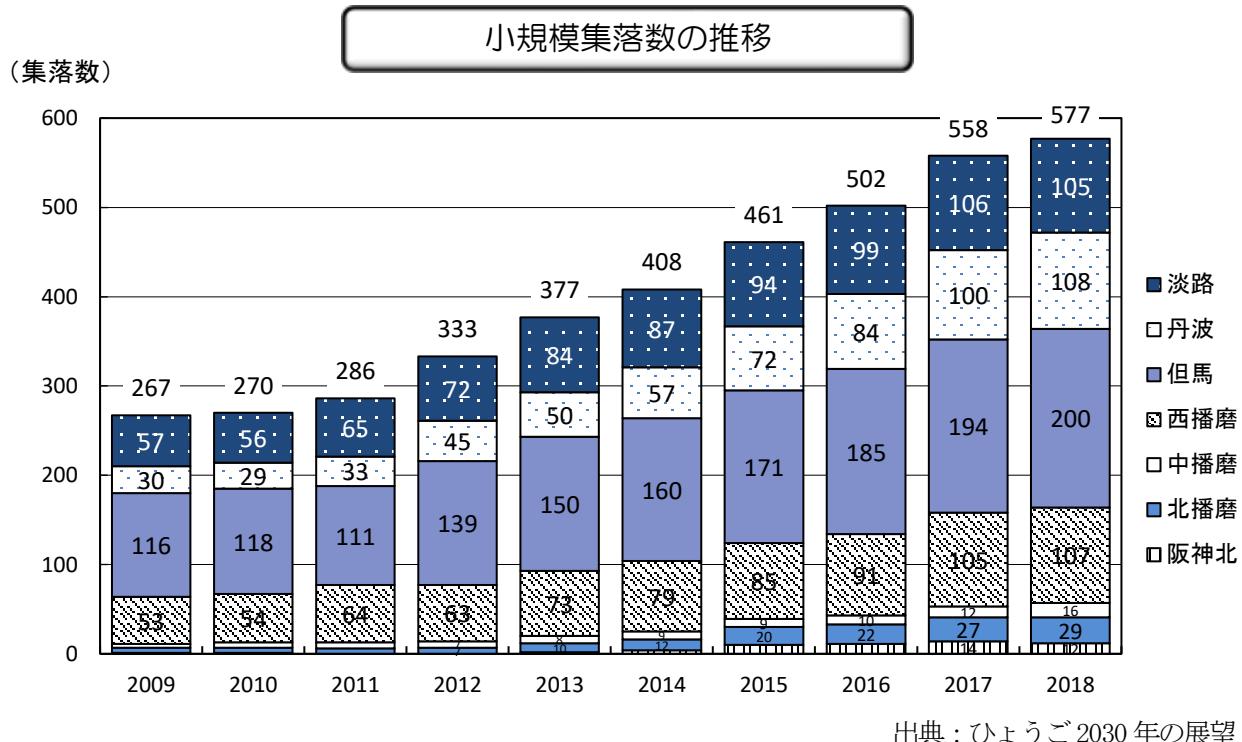
兵庫県の人口は2009年の560万人をピークに減少局面を迎えて、今後の見通しについても、減少傾向が続いている。

また、65歳以上の高齢者人口は増加傾向にあり、2025年には県民の約3人に1人が高齢者になると推計されています。



(2) 小規模集落の増加

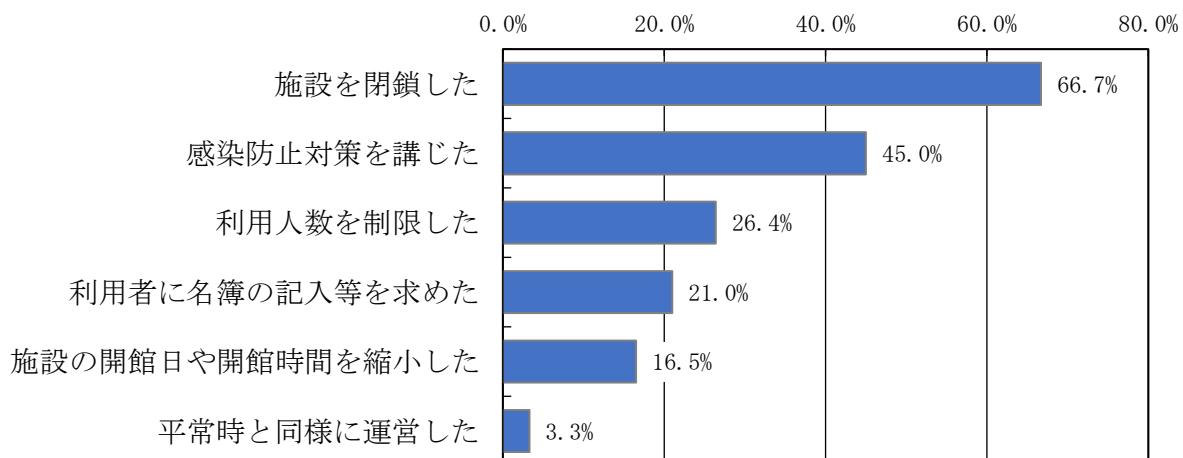
県内の小規模集落は増加を続けており、この10年間で倍増しています。特に多自然地域での増加が顕著になっています。



(3) コロナ禍の影響

新型コロナウイルスの感染拡大により、地域活動についても交流機会の制限やイベント等の中止・延期など大きな影響が出ています。

緊急事態宣言中（R2.4.7～5.21）の施設運営



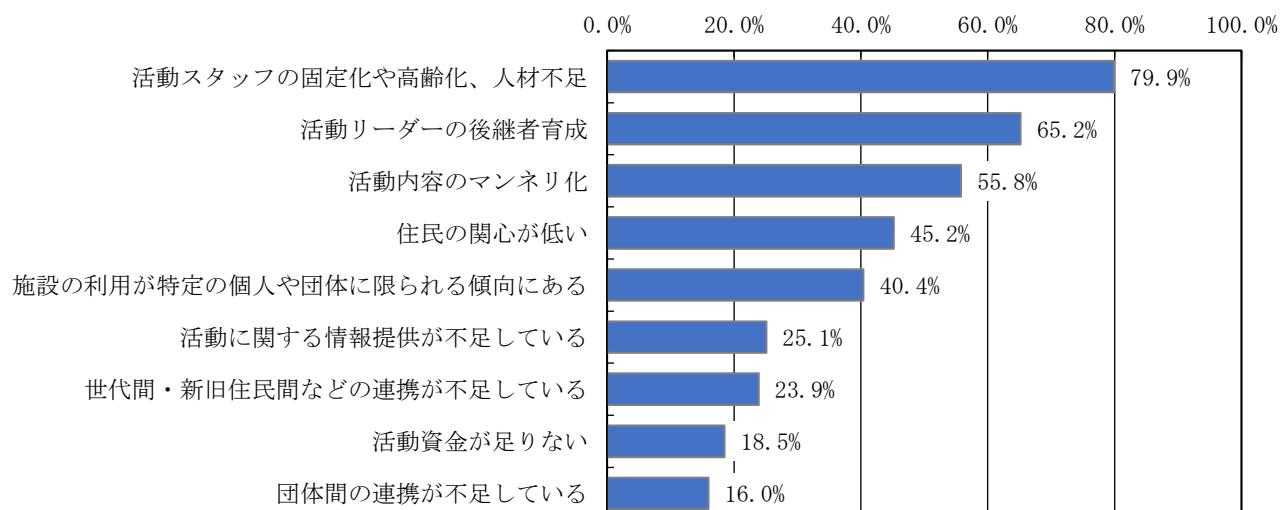
出典：令和2年度県民交流広場アンケート

(4) 地域社会運営上の課題

都市部、農村部に限らず、人口減少や若者世代の流出、地域との関係性の希薄化等により、地縁団体の担い手の高齢化、固定化が進み、組織力の低下が課題となっています。

県民交流広場へのアンケートでも多くの地域が課題としてあげているのは「活動スタッフの固定化や高齢化、人材不足 (79.9%)」「活動リーダーの後継者育成 (65.2%)」です。

地域の課題



出典：令和2年度県民交流広場アンケート

3 基本的考え方

(1) 参画と協働による兵庫づくり

人口減少、少子高齢化の進行に伴い、地域の活力や賑わいの低下が懸念され、地域活動の担い手の減少がコミュニティの持続性に影響を及ぼしかねない中、多様な地域に多彩な文化と暮らしを築く美しい兵庫を実現するためには、コロナ禍及びポストコロナ社会においても、県民一人ひとり、地域団体、ボランティアグループ、事業者等が、地域社会の構成員としての自覚と責任を持ち、主体的に地域について考え、連携・協力しながら、課題解決に取り組んでいく「参画と協働」が、これまでにも増して重要となっています。

これは、現在、県が取り組んでいる地域創生を推進するにあたっても必要なことです。

こうした地域の実情を踏まえ、引き続き、参画と協働を推進するにあたっては、「ともに知る」「ともに考える」「ともに取り組む」「ともに確かめる」「ともに支える」という5つの要素を基本に、地域社会の課題解決力、人材確保・養成力を高める仕組みづくりの推進等に重点をおいて取り組みます。

【参画と協働の5つの要素】

「ともに知る」	みんなで、地域の状況や課題などについて、知らせ合い、わかり合う
「ともに考える」	みんなで、知恵を出し合い、話し合い、ともに取り組む方向を考える
「ともに取り組む」	みんなで課題解決に向けて、お互いの持っている力を生かして、協力しながら、実行していく
「ともに確かめる」	これまでの取組について、できしたこと、できなかつたこと、その原因などを明らかにし、今後どうするかについて、みんなで考える
「ともに支える」	お互いの信頼関係に基づき、みんなで参画と協働の仕組みや体制をつくる

(2) 推進にあたっての3つの視点

参画と協働の推進にあたっては、府内や市町との連携体制の構築に留意しながら、次の3つの視点を踏まえて取り組みます。

① 県民主役による展開

県民の自発的かつ自律的な地域づくり活動の取組を支援するとともに、県民生活を重視した県行政を推進します。

② 過程（プロセス）の共有

県民一人ひとり、地域団体、ボランティアグループ、NPO、事業者、行政等といった地域社会の構成員が話し合い、実践し、それを評価・検証し、より良いものにしていく過程（プロセス）を重視します。

③ 相互信頼のネットワークの形成

多様な主体が、過程（プロセス）を共有しながら、お互いの特色や違いを認め合い、支え合い、助け合う中で、相互に理解を深め、対等で確かな信頼関係に基づくパートナーシップを確立し、柔軟で多様なネットワークを形成します。

(3) 多様な力が集まる住民主体の地域づくり

住民が主体となって、地域づくりを進めるためには、地域自らが課題を解決する力と、それを持続するための人材を確保・養成していく力である「地域力」を強化することが重要です。

そのため、住民自らがより良い地域づくりに向け、地域の人材や資源を活かすとともに、多様な主体と協働しながら事業を展開し、住民主体で地域を運営する力の強化に取り組みます。

また、地域において担い手・リーダーとなる人材を発掘し、地域の中でその人に合った活躍の場と機会を提供し、スキルアップする取組を支援します。

(4) 県行政への参画・協働の推進

県民のニーズを的確に把握し、生活者の視点に立った県政を展開していくため、県民と県行政が、地域課題や県政情報を十分に共有し、施策や事業の企画・実施・評価をする取組を推進します。

【様々な形の連携】

地域内連携	地域内での住民同士の連携（例：新旧住民が一体となったまちづくりなど）
地域間連携	空間を越えた地域同士の連携（例：都市と農村の地域団体による交流など）
世代間連携	異なる世代同士の連携（例：高齢者の活動経験の伝達と若い世代の新しい観点の融合、三世代交流など）
同種団体連携	同種の活動を行う主体同士の連携（例：各地域で防犯活動を行うグループ同士の活動など）
異業種連携	属性の異なる主体同士の連携（例：地域団体、NPO、企業、大学の一体的な活動、公民協働など）
異分野連携	対象を同一にした別分野の活動の連携（例：子どもへの見守り・食育・環境教育など）
行政間連携	行政同士の連携（例：県と市町との協働事業など）

4 地域づくり活動の支援の方向（地域づくり活動支援指針）

県民の自発的で自律的な意思に基づく地域づくり活動を支援するため、次の考え方について、支援施策を展開します。

1 情報提供・相談体制整備

県民の地域づくり活動への関わりを促進するとともに、取り組んでいる活動が充実するよう、ＩＣＴの活用や活動に関する情報提供、活動の段階に応じた相談に対応します。

ＩＣＴを活用した情報収集・分析・発信する力を充実・強化します

取組例

■ 高度なデジタル通信サービスの環境整備

大容量高速通信が可能となる環境は、都市部に限らず多自然地域などの地域活性化のための重要なインフラであるため、情報通信基盤整備を一層強化します。

■ デジタルリテラシーの向上を支援

様々な学習機関等においてデジタルリテラシーの向上を支援し、地域の課題解決につなげます。

■ アプリ等を活用した地域内の情報共有促進

地域内の情報共有について、ＩＣＴ活用講座の実施や優良事例の発信等を通じて、伝達の確実性や迅速性の高いスマートフォンやパソコンのアプリ等の活用を促進します。

■ 地域の課題解決に向けてビッグデータの活用促進

行政が保有する観光、交通等のインフラに関するデータ等を活用し、地域づくり活動の促進につなげます。

地域づくり活動に関する情報をわかりやすく提供します

取組例

■ コラボネットなどを活用した地域づくり活動に関する情報収集・発信の促進

SNS (Instagram や L I N E 等) などＩＣＴを活用した双方向性のある情報発信を充実するとともに、ひょうごボランタリープラザで運用している「地域づくり活動情報システム（コラボネット）※」を通じて、活動の情報提供やマッチングの促進を図ります。

※地域づくり活動情報システム（コラボネット）：県民の自発的で自律的な地域づくり活動の活性化を応援するため、地域づくり活動の概要（活動内容、活動分野、活動地域、グループ・団体の概要など）を登録してもらい、インターネットなどを通じて広く情報発信するシステム

■ 各種支援施策、日本遺産や地域の文化、歴史等の地域資源に関する情報を提供

地域づくり活動に役立つ県の支援施策の情報や、県民の地域に対する愛着や誇りの醸成につながる地域固有の文化・歴史・自然など、多彩な地域の魅力に関する情報を、各市町とも連携しつつ、様々な媒体を活用し、わかりやすく提供します。

活動の段階に応じた幅広い相談に対応します

取組例

■ 県民局・県民センターや生活創造センターにおける相談体制の構築

身近なところで気軽に相談できるよう、県民局・県民センターや生活創造センターにおいて、情報発信、事業企画・実施、ネットワークづくりなど県民からの地域づくり活動に関する相談に対応します。

■ ひょうごボランタリープラザとNPO等との連携による相談体制の充実

全県的な支援拠点であるひょうごボランタリープラザが、中間支援機能を持つNPOなどと連携し、県民からのNPO法人設立や団体運営、コミュニティビジネス等の起業支援など活動の発展段階に応じた幅広い相談に対応します。

2 知識・技能の習得機会提供

地域づくり活動への興味や関心を喚起するとともに、活動に役立つ知識・技能を習得する機会を提供します。

参加・スキルアップのきっかけづくりを充実します

取組例

■ 住民交流を通じたきっかけづくりの充実

住民が主体となった地域イベント、交流行事、実践活動家との意見交換会の開催などを支援するとともに、地域の中にある商店街やショッピングモールなど商業施設等の空きスペースを誰もが立ち寄れる地域交流の場として活用するなど住民同士の交流の場づくりを支援します。

■ 地域課題解決のための学習、スキルアップ、交流機会の充実

住民の地域への誇りや愛着を深め、地域活動につなげるため、地域資源（地域の文化・歴史・自然など）や地域課題を学ぶ機会を提供するとともに、ライフステージの各段階に応じて、地域での活動を志向する人のための学習、交流機会の充実を図ります。

■ ふるさとへの愛着を醸成する青少年の体験学習の充実

次代の地域づくり活動の担い手を育成するため、地域づくり活動団体が実施する青少年を対象とした野外活動、伝統芸能体験、農業体験、就労体験、ボランティア体験など地域の魅力や課題を学ぶ多彩な体験活動を支援します。

また、地域の一員としての自覚を喚起し、地域づくりに関心を持つきっかけとするため、学校生活の中で、近隣地域のお祭りなどの伝統行事や環境保全活動、地域安全活動などに取り組む機会を充実します。

■ 実践の場の提供、経験者等のサポートの充実

地域課題の解決を担う人材としての能力を高めていくため、各種人材養成講座において、フィールドワークなど実践的講座を充実するとともに、学びを実践に移すための適切な情報提供及び活動と人材をマッチングする仕組みの構築を推進します。

また、高齢者大学や地域ビジョン委員等で活動した人々が、これまでの経験やネットワークを活かして活動を継続できるよう、お互いの連携とともに、地域社会や様々な地域づくり活動のリーダー等とのつながりづくりを支援します。

全員活躍社会に向け、生涯を通じた学びを強化します

取組例

■ 高齢者をはじめ多様な世代の生涯学習を推進

県民誰もが生涯を通じて主体的に学び、その成果を実践に活かすことができるよう に県民が学びたいことを主体的に選択できる学習機会を提供します。また、学習機関 のネットワーク化を図り、広く学習情報を収集・提供します。

■ 対面と遠隔を合わせた生涯学習システムの構築

対面による生涯学習講座を中心としつつ、I C Tを活用することで、遠隔地の著名講 師によるオンライン講座を実施するなど内容の充実を図るとともに、コロナ禍などの 緊急時にも学びの継続を確保できるよう、新たな生涯学習システムを構築します。

■ 地域や企業での活躍を支えるリカレント教育の充実

人生 100 年時代を見据え、新しい知識を絶えず学び続けられるよう、社会人の学び 直しの機会を拡充するなど、経験や知識を活かして就業・地域づくり活動に生涯現役 で活躍できるようリカレント教育を充実します。

3 活動・交流拠点確保

地域づくり活動に取り組む団体が恒常に活動に取り組める拠点や、何かしたいときに気軽に立ち寄ることのできる拠点の整備を支援します。

何かしたいときに気軽に立ち寄れる拠点の整備を支援します

取組例

■ 地域の情報と多様な主体を結び、活動につなげる拠点機能の充実

身近な場所において、県民一人ひとりが、防犯・まちづくり、子育て、環境・緑化、消費生活、芸術・文化など様々な分野で、それぞれの地域活動に継続的に取り組むことができるとともに、多様な主体がネットワークを構築する場となるよう、活動の拠点づくりを支援します。

■ 空き家や遊休施設等を有効活用した拠点づくりの促進

空き家や商業施設の空きスペースなど地域にある遊休施設を多くの人が利用できる交流拠点として活用することを促します。

4 人材確保

地域づくり活動を体験する機会等を通じて、住民の活動への参画・協賛を促進します。また、活動団体の担い手や活動主体の育成に取り組みます。

活動に参画・協賛する人材を確保します ～若者がチャレンジできる機会や雰囲気の醸成～

取組例

■ 大学生等と地域住民の連携による地域活性化に向けた活動の支援

地域活性化を図るため、大学生等と地域住民が連携して実施する地域課題の解決に向けた取組や、観光客の誘致に向けた観光資源の掘り起こし、オールドニュータウンの再生などの活動を支援します。

■ 世代間の相互理解が進み、役割が継承される雰囲気の醸成

若者の役割・居場所をつくるため、地域の祭りや行事などへの参画機会を充実します。また、次代を担う若者のエンパワーメントを図るため、若者の新たな発想や視点に基づく自主企画・運営など、地域での新たなチャレンジを支援します。

■ 誰もがあらゆるライフステージで活躍できる環境づくりの推進

女性やシニア世代など誰もが様々なライフステージにおいて、身近な課題解決に向けて提案や実践活動に取り組めるよう、活動事例等の情報提供、講座の開催、異世代の交流機会の提供等の支援を行います。

活動団体の担い手の発掘と育成を推進します

取組例

■ リーダー育成への支援

地域づくり活動を具体的な成果につなげるには、活動目的を明確にするとともに、リーダーシップを發揮し、活動の核となる人材の育成が重要であることから、講座の開催などにより、リーダーのスキルアップや後継者の発掘・育成支援に取り組みます。

■ 組織運営など専門的知識を有する人材育成の支援・団体運営のノウハウの提供

地域づくり活動の継続性を高めるため、事業の企画立案や組織運営などに関するノウハウや知識を習得する機会の提供を通じ、団体の活動を支える専門性の高い人材育成を支援します。

また、誰もが円滑に団体業務を担えるよう、役員等が担うべき役割や活動に必要なノウハウ、相談・調整先等を学ぶ機会を提供します。

地域活動に取り組む多様な主体を支援します

取組例

■ ボランティアグループ・N P O等多様な主体による地域課題への取組の支援

高齢者支援団体による配食サービスや障害者支援団体によるグループホームの運営、子育て支援団体による託児サービスなど、ボランティアグループ・N P O等による地域の様々な課題解決に向けた取組を支援します。

■ 地縁団体等の活動への支援

個人の価値観の多様化、地域との関係性の希薄化等により、地縁団体等の組織力が低下していることから、団体の活性化や再生に向けた支援を推進します。

■ 保有資源の活用や本来業務を通じた企業の地域貢献の支援

保有する施設の開放や資金提供、人材提供などを通じて、企業が地域づくり活動に取り組めるよう、地域団体との交流を支援します。

5 資金調達支援

地域づくり活動に取り組む団体の活動が安定的・継続的に展開できるよう、活動に要する資金の調達を支援します。

事業を展開する力の強化を支援します

取組例

■ 様々な手段による活動資金確保の仕組みの充実

地域の安定的な運営に資するため、地域での活動が継続的に行われるよう各団体が企画・実施する取組を柔軟に支援する助成制度などの仕組みを充実します。

また、県民からの企画提案を受け、審査、ヒアリングを行うなど、主体性が高まる方法の工夫や、財政的支援のメニュー化、支援終了後の活動のフォローアップなど、各団体の状況に応じたきめ細かな支援を行います。

■ ボランタリー基金を活用し、地域づくり活動の拡がりに応じた支援を展開

ひょうごボランタリー基金^{*}を活用し、中間支援団体への支援をはじめ、ボランティアグループの活動支援、NPOの立ち上げ期から発展期に至るまで活動の状況に応じた適切な支援を行います。

*ひょうごボランタリー基金：ボランティアグループ、NPO等が行う幅広い分野の県民ボランタリー活動の促進など、地域福祉の向上を図ることを目的として、平成14年4月に設立した基金。

■ 補助金等の一覧や採択基準等を県民の立場に立ちわかりやすく明示

補助金及び貸付金等の一覧や採択基準、申請書類の記入方法などを県民の立場に立って、わかりやすく示します。

活動資金を生み出す仕組みづくりを支援します

取組例

■ 資金調達のノウハウ・事例の提供

地域づくり活動の展開に必要な資金を調達するためのノウハウや事例の提供など、活動が自立して継続されていくための支援に取り組みます。

■ 地域の活動にビジネスの視点の導入支援

継続的な活動を行えるよう、地域団体やNPOなどによる地域資源を活かしたコミュニティビジネスへの取組を支援します。

■ 寄附・出資、企業協賛等による参画促進

寄附の仕組みや意義、多くの人たちの共感を得ている地域づくり活動の取組事例などを広く県民に周知することを通じて、寄附文化の醸成を図るとともに、クラウドファンディングやふるさと寄附金、企業協賛など地域内外の人たちが様々な形で地域づくり活動を支える仕組みづくりを進めます。

6 連携支援

地域づくり活動のさらなる拡がりに向けて、多様な活動主体の新たな出会いとつながりを生み出す仕組みづくりや様々な主体をつなぐネットワークの形成に取り組みます。

多様な主体との連携・協働を支援します

取組例

■ 地域・団体・企業等の多様な主体との協働促進

地域づくり活動に関する情報の発信、交流機会の充実等を通じて、地域・団体・企業等の多様な人・団体のネットワークづくりを推進します。

■ ネットワーク会議や事業報告会を通じたつながり形成の支援

県内各地でのネットワーク会議の開催や、地域づくり活動の報告会などの場を活用し、地域団体やボランティアグループ、NPOなど多様な主体が情報を共有し、地域での横断的な取組につなげる支援を行います。

■ 災害に備えたネットワークの構築

災害時のボランティア活動がスムーズに展開されるよう、行政（県・市町）、県・市町社会福祉協議会、ひょうごボランタリープラザが連携し、災害救援NPOや企業など関係機関を含めた平時からのネットワークづくりを進めます。

■ 県と市町との連携の促進

地域づくり活動を効果的に支援するため、県は各市町と施策立案段階から調整を図り、適切な役割分担と連携のもと、広域的課題や専門的・先導的分野に取り組むとともに市町間の連携を促進します。

7 仕組みづくり支援

地域を持続的に運営する仕組みづくりやできる時にできる方法で関わる仕組みづくりを支援します。

＜地域を持続的に運営する仕組みの強化＞

持続可能な地域コミュニティの基盤形成を支援します

取組例

■ 合意形成・プロセス重視の仕組みづくりの推進

住民や地域を構成するメンバーが地域の課題やその解決方針、地域の将来のビジョンを共有し、様々な意見を出し合い、合意のもとで地域の方針を決定できるよう、必要な情報の提供や専門家の派遣などを通じた支援を行います。

■ 過疎地域での相互補完による地域コミュニティづくりの推進

過疎地域を取り巻く環境の変化を踏まえ、集落機能の低下への対応や持続的な地域づくり基盤の形成を進めます。

■ 時代の変化に合わせた新たな地域のあり方を模索している好事例の横展開

SNSなどを活用した地域情報の回覧や地域運営組織の法人化など、地域のニーズに沿った取組を好事例として情報共有していきます。

■ 問題意識などで結びつく「関心共同体（サードプレイス）」の活動支援

地域の活性化に向け、家庭（ファーストプレイス）や会社・学校（セカンドプレイス）とは別に、問題意識や趣味など各々の関心のもとに結びつく「関心共同体（サードプレイス）」での活動を支援します。

コロナ禍をきっかけに生まれた地域づくり活動を促進します

取組例

■ NPO 中間支援団体と連携し、オンラインをはじめとしたICTの活用を支援

コロナ禍においても地域活動を継続できるようNPO中間支援団体と連携し、セミナーの開催や相談などを通じて県民のICTの利活用を支援します。

■ コロナ禍を契機に実施される地域をつなぐ取組を支援

ICTを活用した高齢者の見守りなど、地域団体が有事の状況にあっても多様な主体とネットワークを築きながら、創意工夫を凝らした取組が展開できるよう支援します。

<できる時にできる方法で関わる仕組みの充実>

地域づくりへの参加方法や関わり方の多様化を推進します

取組例

■ ちょボラやプロボノなどによる地域とのつながり方の促進

ライフスタイルや個人の状況に応じて地域活動へ参加できるよう、ランニングパトロールなど趣味を兼ねて気軽にできる「ちょボラ」や、自らの持つ専門的知識や特技、スキルを活用する「プロボノ」、問題意識や趣味などの関心のもとに結びつく关心共同体（サードプレイス）といった様々なつながり方を促進します。

関係人口など地域外からの参加を促す仕組みづくりを推進します

取組例

■ 交流や将来的な移住につなげるひょうごe-県民登録事業の拡充と地域情報の発信強化

兵庫県にゆかりのある人や兵庫県に関心を持つ人々に対して、ふるさと兵庫へのさらなる愛着の醸成、県内地域との交流や移住を促進するため、県外在住者の登録やアプリ等の活用を進め取組を拡充するとともに、祭りやイベントなどの地域情報の発信を強化します。

■ 地域おこし協力隊や県版地域おこし協力隊による地域の活動促進

高齢化や人口減少により生じている小規模集落の人材不足等に対する支援として、地域おこし協力隊を設置し、地域ブランドや地場産品の開発・販売・PRや住民の生活支援などの地域活動を促進します。

■ 空き家や遊休農地の活用等による二地域居住の促進

都市と多自然地域との近接という兵庫の強みを活かし、地域の担い手となる人材を確保しつつ、地域の活性化を図るため、空き家や遊休農地の活用等による二地域居住を促進します。

地域資源や基盤を活用し、地域間交流を促進します

取組例

■ 日本遺産や歴史文化遺産等、地域資源を活かした交流促進

日本遺産や歴史文化遺産、六甲山や山陰海岸ジオパーク等の自然、スポーツ、食、温泉等、兵庫の地域資源を活かし、国内外からの交流を促進します。

■ 広域的な地域間交流を支える交通基盤の充実

基幹道路ネットワークの整備や関西3空港及びコウノトリ但馬空港の利活用を推進するなど、広域的な地域間交流を支える交通基盤を充実します。

5 参画と協働による県行政推進の方向（県行政参画・協働推進計画）

次の考え方を基本に、県民の視点に立った参画と協働による県行政を推進します。

1 情報公開の推進

I C T等を活用し、県民の視点に立ち、きめ細かな情報をわかりやすく提供します。

県民に情報をわかりやすく、主体的に選択できるよう提供します

取組例

■ 多様化する広報媒体の特性を踏まえたきめ細かな情報提供

県民が情報に基づき的確な判断ができるよう、多様化する広報媒体の特性を踏まえて、きめ細かな情報をわかりやすく提供します。

■ 印刷物の編集方法の工夫やI C Tを活用した双方向性のある広報の推進

若い世代など幅広い県民の参画を得ながら、編集方法の工夫、対象とする世代などに着目した広報活動を開発するとともに、情報共有を促進するため、I C Tを活用した双方向性に配慮した取組を推進します。

■ 広報紙等の市町施設での配布など身近な機会での情報提供の充実

地域に密着した情報は、市町との情報共有のもと、市町施設での広報紙等の配布、市町の広報紙(誌)やホームページとの連携強化など、地域内の身近な機会での情報提供の拡充に努めます。

■ 専門人材の活用によるパブリシティ活動の強化

記者会見の「見える化」を充実するとともに、テレビ媒体等に対して、情報発信を直接的・継続的に働きかけます。

2 政策形成への参画機会確保

県民から意見を広く求める機会を確保するとともに、県民による提案が行われる仕組みを運用し、県民の視点に立った施策展開を図ります。

県行政に県民の意見・提案をつなぐ機会を積極的に確保します

取組例

■ さわやか提案箱など気軽に提案できる機会や県民フォーラムなど対話機会の確保

さわやか提案箱やＩＣＴ等を活用した提案方法等、いつでも誰でもどこからでも気軽に県行政に提案・提言できる多様な機会や仕組みを充実し、県民からの提案を積極的に反映します。また、若者の意見を積極的に政策提案につなげる機会を設けます。

■ 県民意見提出手続（パブリック・コメント手続）制度の運用促進

多様なメディアを活用するなど県民意見提出手続（パブリック・コメント手続）制度の趣旨や仕組みについて一層の浸透を図ります。また、ＩＣＴを活用して、計画等の検討状況の発信や意見交換会を実施したり、説明会を開催するなど意見聴取方法を工夫し、県政への積極的な県民の参画を促進します。

参画と協働により新しいビジョンを策定し、推進を図ります

取組例

■ 多様な主体の参画によるビジョンの策定

地域の様々な団体や有志グループとの意見交換や、若者がグループワーク形式で兵庫の未来を考える出前講座を実施するなど、多様な主体の参画によるビジョンづくりを推進します。ビデオ会議ツールの活用やオンラインでの意見交換、ＳＮＳでの情報発信などオンラインツールを活用した参加しやすい環境づくりにも取り組みます。

■ ビジョンの実現に向けた県民主体の取組の推進

ビジョンの実現に向けた県民の主体的な活動や、県民・事業者が一体となったプロジェクトを促す取組を推進します。

審議会などへの県民の参画機会を拡げます

取組例

■ 委員公募制度の推進

審議会や委員会など県行政の政策形成にかかる審議に、生活者の視点を取り入れるため、多様な世代の県民が委員として直接参画する機会を充実します。

■ 審議会の情報公開を進めるとともに、審議会の運営方法等の工夫

審議会等への県民の関心を高め、委員としての参画を求めるため、審議会等にかかる情報を提供するホームページの公開など積極的な広報に努めます。また、開催時間の設定など公募委員が活動しやすいよう運営方法等を工夫します。

■ アドバイザー・専門委員などにより県民の広範なニーズを把握し、施策に反映

アドバイザー、専門委員など県民が様々な役割を担う仕組みの導入を促進し、県民の広範なニーズを把握するとともに、その変化に対応した政策形成を進めます。

3 協働事業の機会確保

公民協働による事業実施、施設の維持管理など多様な協働機会の確保に努めます。

多様な公民協働の取組を展開します

取組例

■ 多様な主体の共催事業の推進

県が実施する各種事業において、県民が主体性をより発揮できるよう、多様な主体と協働した開催や運営など、実施段階での様々な形態による協働を推進します。

また、県行政以外の主体が実施する取組に県行政が多様な形で参画・協働する取組も進めます。

■ 指定管理者制度による施設運営の展開

公の施設としての公共性、利用の公平性、運営の安定性を確保するとともに、施設の特性に応じ、民間事業者のノウハウを活用することにより、効率的で質の高い管理運営が期待できる施設は、原則として公募により指定管理者を選定します。

■ ひょうごアドプトの推進

県民とのパートナーシップによる道路・河川等の軽易な維持管理や美化活動を推進し、活動の自立に向けた取組を進めます。

■ 推進員が円滑に活動できる環境づくりの支援

地域福祉、地域防犯・防災、教育など特定分野の行政課題の解決に向けて県行政と協働して取り組む推進員*が円滑に活動できるよう、活動に必要な情報提供や活動のP R、他の推進員とのネットワークづくりを進めます。

また、児童虐待、孤立死など、深刻な課題への察知能力の向上をはじめ、推進員等が円滑に活動するために必要な知識・技能を習得する機会を充実します。

*推進員：特定分野の行政課題の解決を図り、県行政を効果的に推進するために知事が県民に委嘱するもの（「県民の参画と協働の推進に関する条例」第10条）。民生・児童協力委員、地域安全まちづくり推進員など数十種類ある。

■ ふるさとひょうご寄附金による地域活動支援の推進

寄附の仕組みや意義、寄附金をもとに実施した事業の実績などを広く県民に周知するとともに、共感と賛同を得られる事業を設定することで、寄附金を通じた地域活動の支援を推進します。

■ 企業等との連携協定に基づく協働の推進

企業と地域・行政などが互いに協定を締結し、適切な役割分担のもと、パートナーシップに基づき地域の課題解決や魅力づくりに向けた取組を推進します。

■ 県民が参画できる県広報基盤の充実

ふるさと意識の醸成を図るため、県民との協働のもと、ひょうごの魅力や多様性を発信する広報機能を充実します。

■ 行政手続・サービスのデジタル化の推進

押印・書面規制等の見直しを実施するとともに、県民生活や企業活動に不可欠な行政手続・サービスのデジタル化などDXを推進し、県民の利便性の向上を図ります。

4 評価・検証への参画機会確保

政策の評価・検証への県民の参画機会を確保し、多面的な視点での行政運営に努めます。

県行政の評価・検証への県民参画を進めます

取組例

■ 県の行政施策の推進状況や成果等をわかりやすく公表

県民と政策目標を共有するとともに、県事業への関心を高めるため、県の行政施策の推進状況や成果等をわかりやすく公表します。

■ インターネットアンケートや県民モニター制度など評価への参画機会の確保

インターネットアンケートや県民モニター制度などを活用し、地域の実情等に精通した県民の視点から、政策形成段階や事業実施段階において、評価に参画する機会を確保します。

また、行政による自己評価と各主体による外部評価の対比などを通じて、多面的な視点での行政運営の評価に取り組みます。

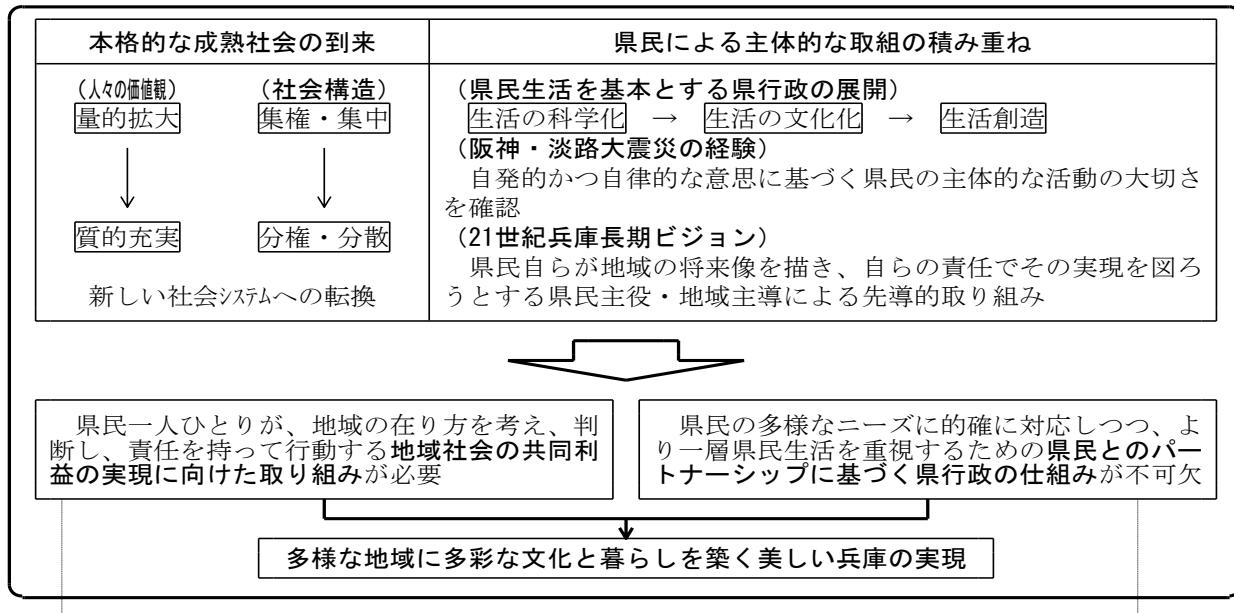
資料

資料1 県民の参画と協働の推進に関する条例

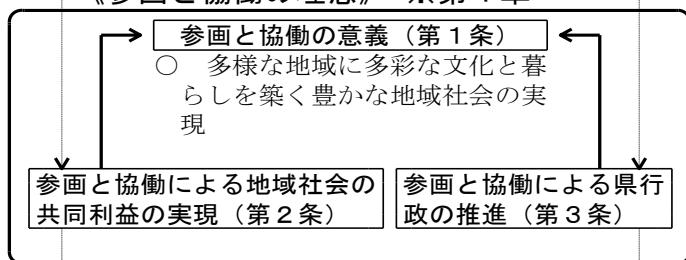
資料2 用語解説

【資料1】県民の参画と協働の推進に関する条例

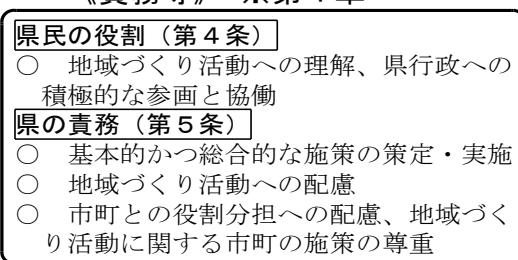
《前文》



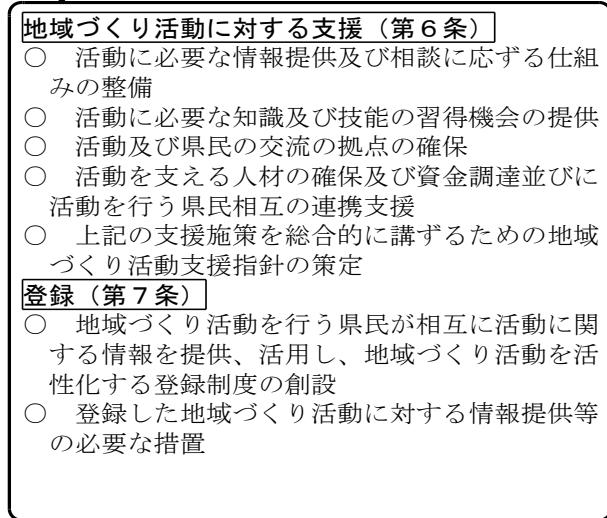
《参画と協働の理念》 ※第1章



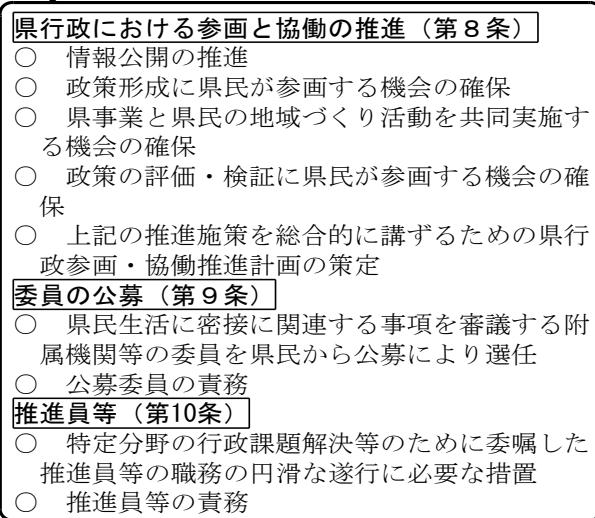
《責務等》 ※第1章



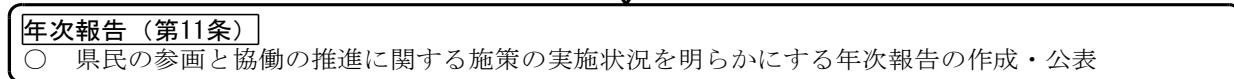
《県の支援施策》 ※第2章



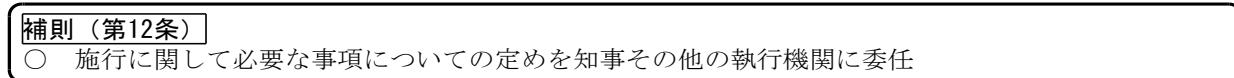
《県の推進施策》 ※第3章



《年次報告の作成・公表》 ※第4章



《知事等への委任》 ※第4章



県民の参画と協働の推進に関する条例（平成14年兵庫県条例第57号）

目次

前文

第1章 総則（第1条～第5条）

第2章 参画と協働による地域社会の共同利益の実現（第6条・第7条）

第3章 参画と協働による県行政の推進（第8条～第10条）

第4章 雜則（第11条・第12条）

附則

21世紀の本格的な成熟社会を迎えた今日、人々の価値観が量的拡大より質的充実を求める方向へと変化するとともに、中央集権・一極集中による画一性と効率性を優先する社会システムから、地方分権・多極分散による多様性と個性を優先する生活者の視点に立った新しい社会システムへの転換が求められている。

兵庫県では、これまで、自主的な生活意識の確立と生活の合理化を目指す「生活の科学化」や、生きがいなどの人間の内面に配慮する「生活の文化化」を推進するほか、県民が主体的に行動し、自ら社会を創り上げていく「生活創造」を推進し、様々な形での県民運動の展開を支援するなど、県民生活を基本とする県行政を展開してきた。

阪神・淡路大震災においても、被災者相互の助け合いの精神や、県民一人ひとり、自治会、婦人会等の地縁団体、ボランティア等による草の根の活動が、被災者への支援と被災地の復興を支える大きな力となつたことに、自発的かつ自律的な意思に基づく県民による主体的な取組の大切さを改めて確認した。

また、新しい世紀における兵庫づくりを目指す「21世紀兵庫長期ビジョン」に県民自らが地域の将来像を描き、自らの責任でその実現を図ろうとする県民主役・地域主導による先導的な取組が進められつつある。

これらの貴重な経験とその積み重ねを踏まえつつ、自然と調和し、共に生きることを基本に、人類の安全と共生にも寄与する志高い地域づくりを進めるためには、県民一人ひとりが、自ら考え、判断し、責任を持って行動する取組が大切である。

あわせて、県民の多様なニーズに的確に対応しつつ、より一層県民生活を重視した県行政を推進していくためには、県民の参画と協働の多様な機会の確保を図り、県民とのパートナーシップに基づく県行政を推進していく必要がある。

このような認識に基づき、共に県民を代表し、地方自治を支える双輪である議会と知事の緊密な連携の下、施策の決定と確実な推進が図られることを基本に、参画と協働の理念を明らかにし、県民の参画と協働による地域社会の共同利益の実現及び県民の参画と協働による県行政の推進により、実現されなければならない。

第1章 総則

（参画と協働の意義）

第1条 多様な地域に多彩な文化と暮らしを築く豊かな地域社会は、自律と共生を基調とした、県民一人ひとり、地縁団体、ボランティア団体その他民間の団体及び事業者（以下「県民」という。）の参画と協働による地域社会の共同利益の実現及び県民の参画と協働による県行政の推進により、実現されなければならない。

（参画と協働による地域社会の共同利益の実現）

第2条 地域社会の共同利益の実現のための活動（以下「地域づくり活動」という。）は、県民の自発的かつ自律的な意思に基づく参画及び県民の相互の協働により、行われなければならない。

（参画と協働による県行政の推進）

第3条 県行政は、県民の積極的な参画及び県と県民との協働により、推進されなければならない。

（県民の役割）

第4条 県民は、前3条に定める参画と協働の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、地域社会の一員としての自覚と責任を持って、地域づくり活動に対する理解を深めるとともに、自らが県行政を推進するという自覚と責任を持って、県行政への積極的な参画と県行政の推進に係る県との協働に努めるものとする。

（県の責務）

第5条 県は、基本理念にのっとり、県民の参画と協働の推進に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及びこれを実施するものとする。

2 県は、前項の施策を策定し、及びこれを実施する場合においては、地域づくり活動が、県民の自発的かつ自律的な意思に基づくものであるべきことに配慮するものとする。

3 県は、第1項の施策を策定し、及びこれを実施する場合においては、市町との役割分担に配慮するとともに、地域づくり活動に関する市町の施策を尊重するものとする。

第2章 参画と協働による地域社会の共同利益の実現

（地域づくり活動に対する支援）

第6条 県は、基本理念にのっとり、地域づくり活動に対して必要な支援を行うため、次に掲げる施策を講ずるものとする。

（1）地域づくり活動に必要な情報提供し、及び地域づくり活動に関する相談に応ずる仕組みを整備すること。

（2）地域づくり活動に必要な知識及び技能の習得の機会を提供すること。

（3）地域づくり活動及び県民の交流の拠点を確保すること。

（4）地域づくり活動を支える人材の確保及び資金の調達並びに地域づくり活動を行う県民相互の連携に対して支援すること。

（5）前各号に掲げるもののほか、地域づくり活動を支援するため必要な措置を行うこと。

2 知事は、前項に規定する施策を総合的に講ずるための基本指針（以下「地域づくり活動支援指針」という。）を定めるものとする。

3 知事は、地域づくり活動支援指針に県民の意見が反映されるよう必要な措置を講ずるものとする。

4 知事は、地域づくり活動支援指針を定めようとするときは、あらかじめ、附属機関設置条例（昭和36年兵庫県条例第20号）第1条第1項に規定する県民生活審議会の意見を聴くものとする。

5 知事は、地域づくり活動支援指針を定めたときは、これを公表するものとする。

6 前2項の規定は、地域づくり活動支援指針の変更について準用する。

（登録）

第7条 地域づくり活動を行う県民は、自らが行う地域づくり活動に関する情報を相互に提供し、及び活用するとともに、相互の連携及び交流を深め、もって地域づくり活動の活性化に資することができるよう、地域づくり活動の内容その他当該地域づくり活動に関する事項の登録をすることができる。

2 県は、前項の登録をした地域づくり活動に対して、情報提供その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

3 第1項の登録に関して必要な事項は、知事が別に定める。

（第3章 参画と協働による県行政の推進）

第8条 県は、基本理念にのっとり、県民の参画と協働による県行政を推進するため、次に掲げる施策を講ずるものとする。

（1）県行政の透明性を高め、県民に対する説明責任を果たすための情報公開を推進すること。

（2）県の政策の形成に県民が参画する機会を確保すること。

（3）県が実施する事業と県民の地域づくり活動とを共同で実施する機会を確保すること。

（4）県の政策の評価及びその効果の検証に県民が参画する機会を確保すること。

（5）前各号に掲げるもののほか、県行政における県民の参画と協働の機会を確保すること。

2 知事は、前項に規定する施策を総合的に講ずるための計画（以下「県行政参画・協働推進計画」という。）を定めるものとする。

3 第6条第3項から第6項までの規定は、県行政参画・協働推進計画について準用する。

（委員の公募）

第9条 知事その他の執行機関（以下「知事等」という。）は、県の政策の形成に県民が参画する機会を確保するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項に規定する附属機関その他委員会等で、県の政策の形成に関して調査審議するために設けられるものの委員（以下「委員」という。）を選任しようとする場合において、これらの審議が県民生活に密接に関連し、県民の意見を反映させることができると認めるときは、広く県民に対して公募を行うものとする。

2 公募により委嘱された委員は、基本理念にのっとり、誠実に職務を遂行するものとし、自らの学識、経験等に基づき、自己の責任において意見を述べるものとする。

3 委員の公募に関して必要な事項は、知事が別に定める。

（推進員等）

第10条 知事等は、特定分野の行政課題の解決を図り、県行政を効果的に推進するための職（以下「推進員等」という。）を県民に委嘱することが、県民の参画と協働による県行政の推進に資することにかんがみ、推進員等を委嘱された者の職務が円滑に遂行されるよう必要な措置を講ずるものとする。

2 推進員等を委嘱された者は、基本理念にのっとり、誠実に職務を遂行するものとする。

（第4章 雜則）

（年次報告）

第11条 知事は、毎年、県民の参画と協働の推進に関する施策の実施状況を明らかにする年次報告を作成するものとする。

2 第6条第4項及び第5項の規定は、前項の年次報告について準用する。

（補則）

第12条 この条例の施行に関して必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

（検証）

2 県民の参画と協働の推進に関する施策については、この条例の施行の日から起算して3年以内にその効果の検証を行い、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

この条例は、「県民の参画と協働の推進に関する条例の施行期日を定める規則(平成15年兵庫県規則第6号)」により、

平成15年4月1日から施行しています。

【資料2】用語解説

I C T	Information and Communication Technology（情報通信技術）の略。情報や通信に関する技術の総称。
N P O	non-profit organizationの略。ここでは、福祉（医療・福祉）、まちづくり、子育て、環境、国際など、あらゆる分野における営利を目的としない民間の組織のことをいう。特定非営利活動促進法に則して認証された特定非営利活動法人（N P O法人）、一部の財団法人、社団法人、社会福祉法人などと、そのような法人格は取得していない市民活動団体やボランティア団体の2つの類型を含む。
エンパワーメント	それぞれの人が直面している様々な課題を解決するための力を身につけられる支援を行うこと。
関係人口	移住した「定住人口」でもなく、観光に来た「交流人口」でもない、地域と多様に関わる人々を指す言葉。 地方圏は、人口減少・高齢化により、地域づくりの担い手不足という課題に直面しているが、地域によっては若者を中心に、変化を生み出す人材が地域に入り始めており、「関係人口」と呼ばれる地域外の人材が地域づくりの担い手となることが期待されている。
クラウドファンディング	小規模な事業者や個人が、ビジネスプロジェクトやアイデアをインターネット上で、提示し、それに対する不特定多数の投資家からの出資や協力を募る仕組みのこと。
県民意見提出手続	県が基本的な政策を立案するに当たり、その趣旨・目的、内容等をあらかじめ県民に公表し、提出された意見を考慮して意思決定を行うとともに、提出意見の概要と県の考え方などを公表する一連の手続（通称、パブリック・コメント手続）のこと。
県民交流広場事業	県民一人ひとりが、身近な地域を舞台に、多彩な分野で、実践活動・交流、生涯学習、情報収集・発信等に取り組むことができるよう、活動の場の整備と活動に要する経費の助成を行うとともに、地域コミュニティの担い手づくりや広場のネットワーク化を応援し、参画と協働によるコミュニティづくりを拡げるもの。
県民モニター	県行政の施策や課題などについてインターネット上のアンケート調査に回答するモニター制度に登録している人（公募）のこと。
高齢者大学	地域活動の実践者を養成するための学習機会の提供を行い、高齢者の生きがいづくりや社会参加を促進するもの。
コミュニティビジネス	地域の住民が、地域資源（労働力、原材料、技術力等）を活用して行うビジネスのことで、地域経済の活性化と同時に地域の生活課題の解決をめざすものをいう。

サードプレイス	自宅(ファーストプレイス)や職場・学校(セカンドプレイス)ではない、一個人としてくつろぐことができる第三の居場所。米国の社会学者レイ・オルデンバーグが、自著『The Great Good Place』で提唱。
さわやか提案箱	県のホームページに知事あてのメールボックスを設け、電子メールによる意見・提案の受け付け、回答を行っている。
指定管理者制度	平成15年度の地方自治法の一部改正により導入された制度で、地方自治体が指定する「指定管理者」に公の施設の管理を代行させるものであり、企業やN P Oなどの民間事業者も指定管理者になることができるものとされている。 指定管理者制度の導入によって、民間企業やN P Oなどが、施設の運営に参加することにより、効果的、効率的な管理運営や住民サービスの向上などの効果が期待されている。
推進員	特定分野の行政課題の解決を図り、県行政を効果的に推進するために知事が県民に委嘱するもの（「県民の参画と協働の推進に関する条例」第10条）。民生・児童協力委員、地球温暖化防止活動推進員など68種類ある。
地域づくり活動情報システム（コラボネット）	県民の自発的で自律的な地域づくり活動の活性化を応援するため、地域づくり活動の概要（活動内容、活動分野、活動地域、グループ・団体の概要など）を登録してもらい、インターネットなどを通じて広く情報発信するシステム。
地域ビジョン委員	21世紀兵庫長期ビジョンの各圏域の指針である「地域ビジョン」を実現していくため、県民行動プログラムのとりまとめや実践活動などに取り組む委員（公募）のこと。
ちょボラ	ちょっとしたボランティアの略。イベントスタッフなど短時間で無理なく自分にできる範囲で、関心のあるボランティアをすること。
DX	Digital Transformationの略。データとデジタル技術を活用して、社会や顧客のニーズを基に、サービスや製品を変革するとともに、業務そのものや、組織、プロセス、企业文化・風土を変革し、競争上の優位性を確立すること。
デジタルリテラシー	I C Tを用いてデジタル情報を探し出し、正しく評価し、発信することができる能力であり、理解力及び技術的スキルの双方を必要とする。
日本遺産	地域の歴史的魅力や特色を通じて、文化・伝統を語るストーリーとして文化庁が認定したもの。
ビッグデータ	行政や企業等が保有する膨大なデータ群。それらを収集・分析することにより、地域課題の解決や新しいビジネスの創出につながる知見を発見できることが期待されている。

ひょうごアドプト	兵庫県管理の道路、河川、海岸などにおいて、地域団体（住民や企業等）と、県、市町の三者による合意書を締結（「養子縁組（アドプト）」）し、県民とのパートナーシップによる軽易な維持管理や美化活動を行うもの。参加団体は担当地区の清掃美化、草刈り、植栽などを行い、県はボランティア保険への加入や軍手・ゴミ袋の支給等の支援、市町はゴミ処分等についての支援を行っている。
ひょうごボランタリーキャンペーン	ボランティアグループ、N P O等が行う幅広い分野の県民ボランタリーアクションの促進など、地域福祉の向上を図ることを目的として、平成14年4月に設置した基金。
ひょうごボランタリープラザ	県民のボランタリーアクションを支援・促進する全県的支援ネットワーク拠点として、平成14年6月に開設。同プラザの機能は、①交流・ネットワーク ②情報の提供・相談 ③活動資金支援 ④人材養成 ⑤調査研究等の支援事業⑥災害ボランティアの支援。兵庫県が設置し、兵庫県社会福祉協議会が運営している。
プロボノ	ボランティア活動の一形態で、職業経験や自らの専門知識・技能を生かして参加する社会貢献活動のこと。
リカレント教育	社会人に対して学校教育の修了後、いったん社会に出た後に行われる教育のこと。職業能力向上のための高度な知識や技術、生活上の教養や豊かさのために必要な教育を生涯にわたって繰り返し学習することを意味する。